I はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方自治体、特措法第2条第1項第6号及び第7号に規定する指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置並びに新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために、平成24年5月に公布され、平成25年4月に施行された。

2 県行動計画の策定

県は、平成17年12月に奈良県新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、平成18年6月に国の行動計画の改定にあわせ一部改定を行った。今回、特措法第7条の規定により、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)が定める、都道府県が行動計画を作成する際の基準となるべき事項等を踏まえ、状況の変化に的確に対応できるよう多様な選択肢を示すため、既存の奈良県新型インフルエンザ対策行動計画を廃止し、新たに奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)を策定することとした。策定に当たり、県の附属機関である奈良県感染症委員会の意見を聞

いた。

また、特措法第26条の規定に基づき、平成25年3月に奈良県新型インフルエンザ等対策本部条例を制定し、県対策本部の体制整備を行った。

今後、政府行動計画の改定や新型インフルエンザ等に関する最新の知見等にあわせて、 適宜、改定を行うものとする。

3 県行動計画の対象とする感染症

県行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は以下の通りである。

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)
- (2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの(以下「新感染症」という。)

なお、鳥インフルエンザ(鳥から人に感染したもの)は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、県内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、本行動計画の参考として「県内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示す。